

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 平成23年度関東地方整備局関係予算の概要について

平成23年度関東地方整備局関係予算の概要についてお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000231.html

2. 平成23年度関東地方整備局関係補正予算の概要について

平成23年度関東地方整備局関係補正予算の概要についてお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000271.html

3. 「東日本大震災」の対応状況（関東地方整備局管内）

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」、「長野県北部の地震(3/12,4/12)」、「静岡県東部の地震」、「茨城県南部の地震(4/2,16)」、「東北地方太平洋沖地震の余震(4/7,11,12,13)」及び「千葉県東方沖の地震」における関東地方整備局管内の対応状況等について、情報を更新したのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/saigai/kyoku_dis00000018.html

4. 平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します

「あなたのご意見をお聴かせください!」

国土交通省は、皆さまから広くご意見お聴きして、国土交通行政に反映させることを目的として『国土交通行政インターネットモニター』を募集しますのでお知らせいたします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000264.html

◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成23年度国土交通省関係補正予算の配分について

平成23年度補正予算において計上された予算のうち、公共土木施設の緊急対応や、災害公営住宅等の供給に係る所要の予算等について、地域の状況等に則しつつ必要な事業に配分を行うこととしましたのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000067.html

2. 「大街区化ガイドライン」の策定について

大都市の国際競争力の強化や地方都市の再生に向け、都心部の低未利用地等において、地域ポテンシャルを活かして都市機能の更新を図ることが求められています。その際、敷地の一体的利用のために、複数の街区に細分化された土地を集約する「大街区化」を推進することにより、今日の土地利用ニーズを踏まえた土地の有効高度利用を進めることが期待されています。

大街区化の実施にあたっては、公共施設を変更することによる公益性の実現や、創出される大街区に対応した適切な公共施設計画など、詳細な検討が必要な課題が多いにも関わらず、参考となるこれまでの実施事例も少なかったことから、今般、「大街区化ガイドライン」をとりまとめましたので、お知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/city08_hh_000006.html

3. 「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」の実施について

国土交通省では、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営戦略の実現を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を実施しますのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000198.html

4. 水防月間について

我が国は、自然的・社会的環境から洪水等による災害を受けやすく、このため毎年のように豪雨や台風による洪水が全国各地で発生しています。

このため、国土交通省では、従来より水防体制の強化のため水防訓練等を実施しているところですが、本年も国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解し、水防意識の向上を図っていただくため、平成23年度「水防月間」において以下の取り組みを実施しますのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000329.html

5. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第2項の規定に基づく告示について

東日本大震災については平成23年3月13日付けで激甚災害の指定を受けているところですが、激甚災害によって一定の被害を受けた市町村の居住者で住宅を失った方を対象に罹災者公営住宅を供給する場合、国庫補助率が引き上げられることとされているため、今般、東日本大震災による被害市町村を対象として、下記のとおり対象地域の告示を行います。

なお、今回は告示されていない市町村であっても、今後の被害状況調査の進展によって要件を満たすことが明らかとなった場合は、随時、追加で告示する予定ですのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000054.html

◆◆地域の動き◆◆

「日光市中心市街地活性化基本計画」について

生活・歴史・文化、観光のゲートタウンづくり
～歴史・文化・様々な人が織り成す“日光の顔”づくり～

栃木県日光市建設部まちづくり推進課

1. はじめに

日光市は、平成18年3月20日に旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村の合併により誕生しました。栃木県の北西部に位置しており、北は福島県、西は群馬県に接しています。首都・東京からは約120km圏内にあり、人口は約9万人、総面積は1449.87k㎡で県土の約4分の1を占め、全国で3番目に広い面積を持つ市となりました。

この広大な市域には、世界遺産「日光の社寺」、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」をはじめ、日本で唯一、特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている「日光杉並木街道」、世界遺産登録を目指す、日本の近代化を支えた産業遺産「足尾銅山施設」など、世界に誇る雄大な自然と歴史的・文化的遺産があります。また、鬼怒川温泉をはじめ川治温泉など、湯量豊富な温泉に恵まれ、年間約1160万人を超える観光客が訪れています。

2. これまでの取り組み

本市の中心市街地である今市市街地は、地勢及び交通体系から、市内各方面の交通結節点に位置づけられ、合併前の旧日光広域圏の中心としての機能を担ってきました。

平成11年2月には、旧中心市街地活性化法に基づき、区域面積約60haを対象とした今市市中心市街地活性化基本計画を策定し、22の事業に取り組んできました。

しかし、旧中心市街地活性化基本計画策定以降、駅間JR今市土地区画整理事業（平成21年換地処分）により住環境の整備が進められた一方で、中心市街地の集客施設であった大手デパートが平成13年に撤退したことにより、中心市街地内の歩行者通行量が激減し、加えて商業後継者の高齢化、後継者などの不在から、中心市街地周辺の商店会は10組織から5組織までに減少しました。また、中心市街地の人口も旧基本計画策定後10年間で約13%減少し、高齢人口の構成割合も30%を超えています。

こうしたまちの賑わいが失われていく現状を踏まえ、平成19年12月に日光商工会議所、まちづくり会社「株式会社オアシス今市」が中心となり、日光市中心市街地活性化協議会が、また、平成20年6月には庁内に基本計画策定検討委員会を設置し、新たな活性化策の検討が開始されました。



◀駅間JR今市土地区画整理事業▶



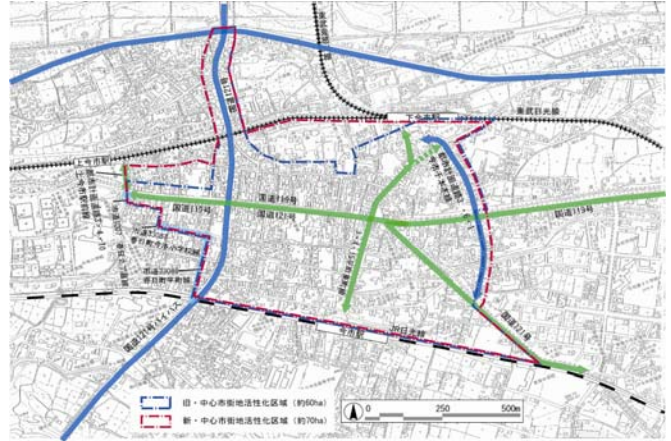
◀国道119号沿い商店街▶

3. 中心市街地活性化基本計画の概要

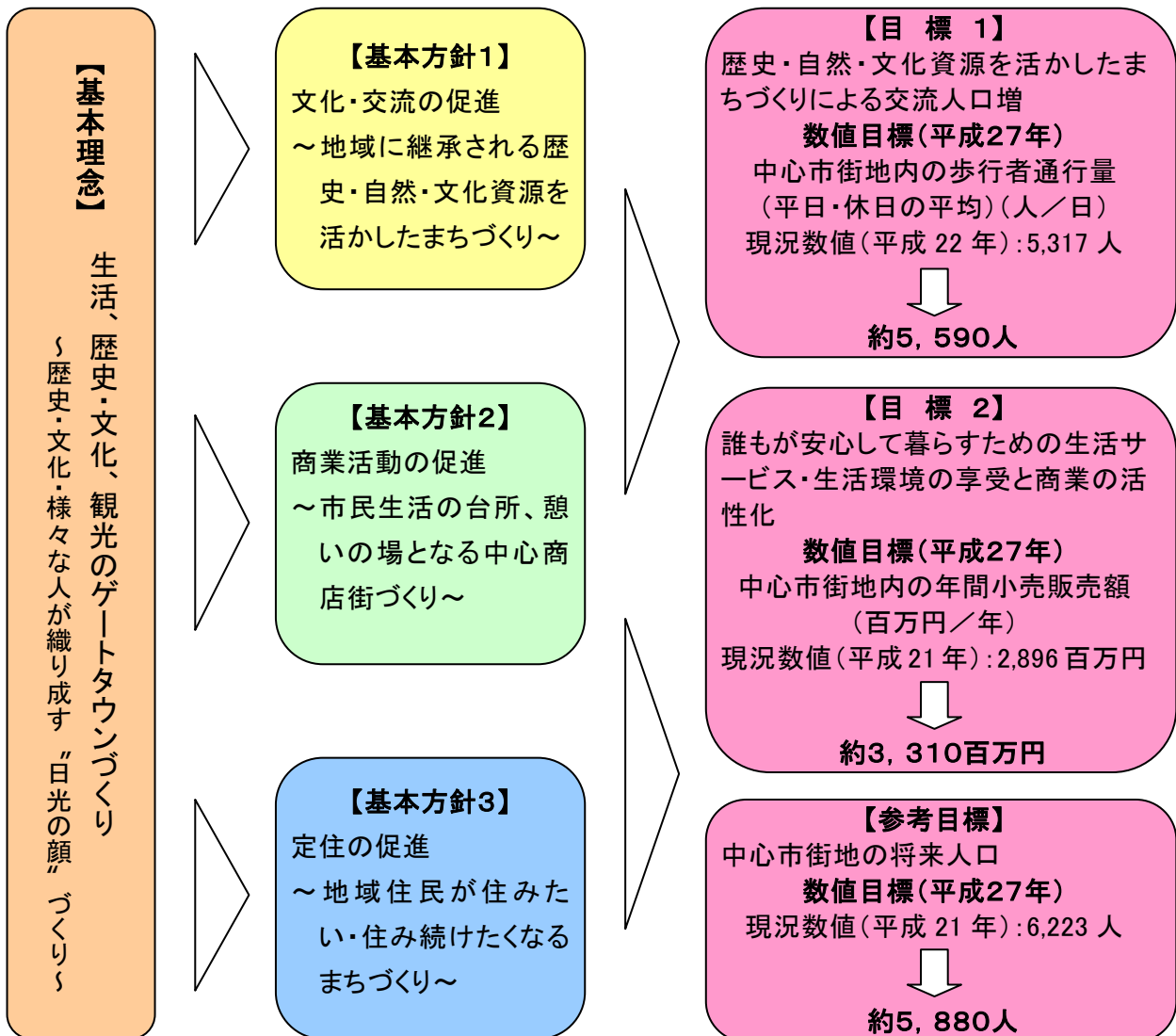
中心市街地活性化協議会において、協議会8回、幹事会24回、検討3部会延べ51回の検討が行われ、平成22年3月には協議会から市長宛に意見書の提出、その後市民へのパブリックコメント、内閣府との協議を経て、平成23年3月25日付けで「日光市中心市街地活性化基本計画」の内閣総理大臣認定を受けました。

(計画期間と区域)

基本計画の計画期間は、平成23年3月から平成28年3月までの5力年間としています。基本計画の区域は、国道119号、国道121号、JR今市駅と東武下今市駅を結ぶ駅間道路を骨格として、商業地域、近隣商業地域の用途地域と駅間JR今市土地区画整理事業区域、歴史資産が集積する一部及び住居地域範囲の約70.1haとなっています。

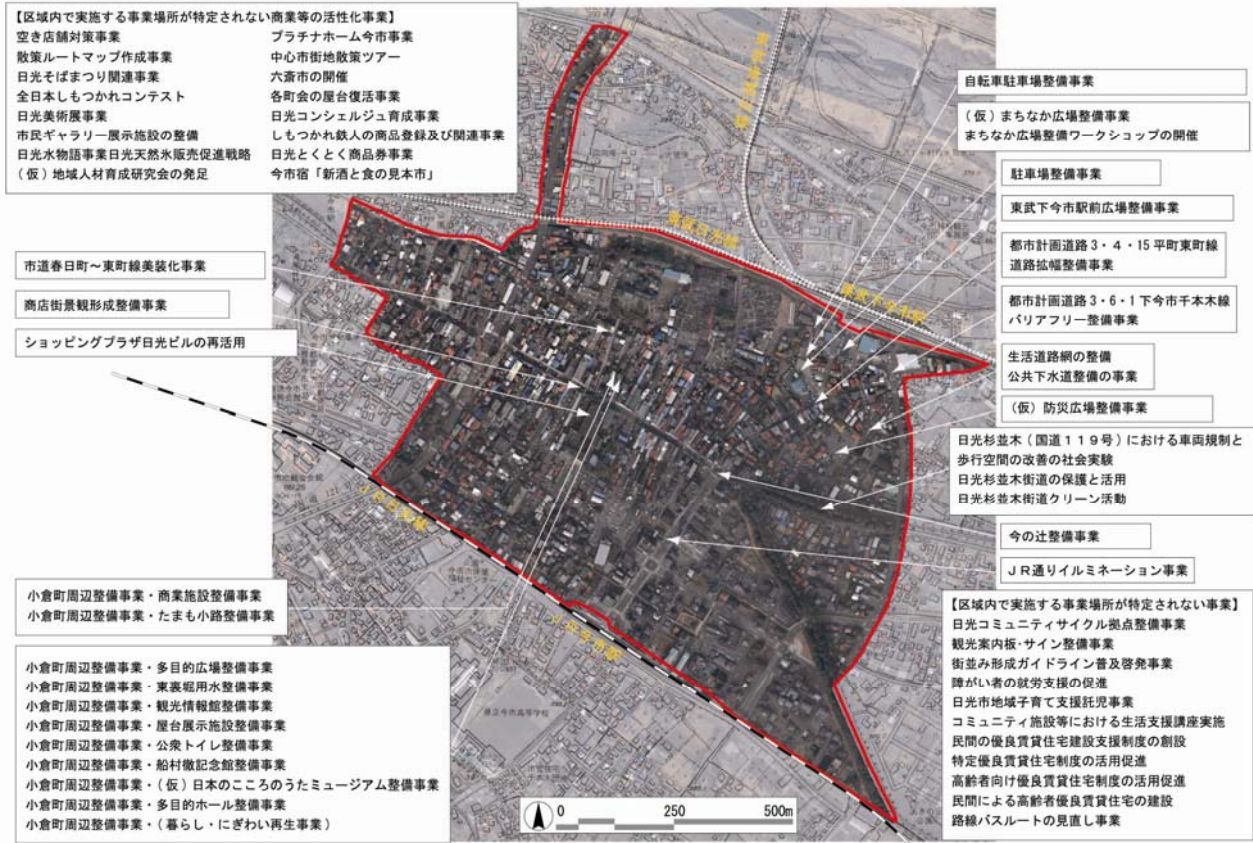


(基本方針と数値目標)



4. 事業内容

事業位置図



基本計画には、市街地整備に関する事業29事業、都市福利施設に関する事業3事業、まちなか居住に関する事業4事業、商業活性化に関する事業19事業、公共交通・特定事業1事業の計56事業を計上しました

(主な事業)

①小倉町周辺整備事業

中心市街地の起爆剤となる核事業で、公共施設や商業施設が一体となった新たな複合施設として、交流・観光・商業施設の拠点を整備します。施設内は、本市とゆかりのある作曲家船村徹先生の記念館や日本のこころのうたミュージアム、多目的ホール、日光市場、観光情報館などを配置します。また、施設の隣接地に、商店街の空き店舗を利用し、戦後、昭和20年～30年代の街のイメージの裏通りを再現します。



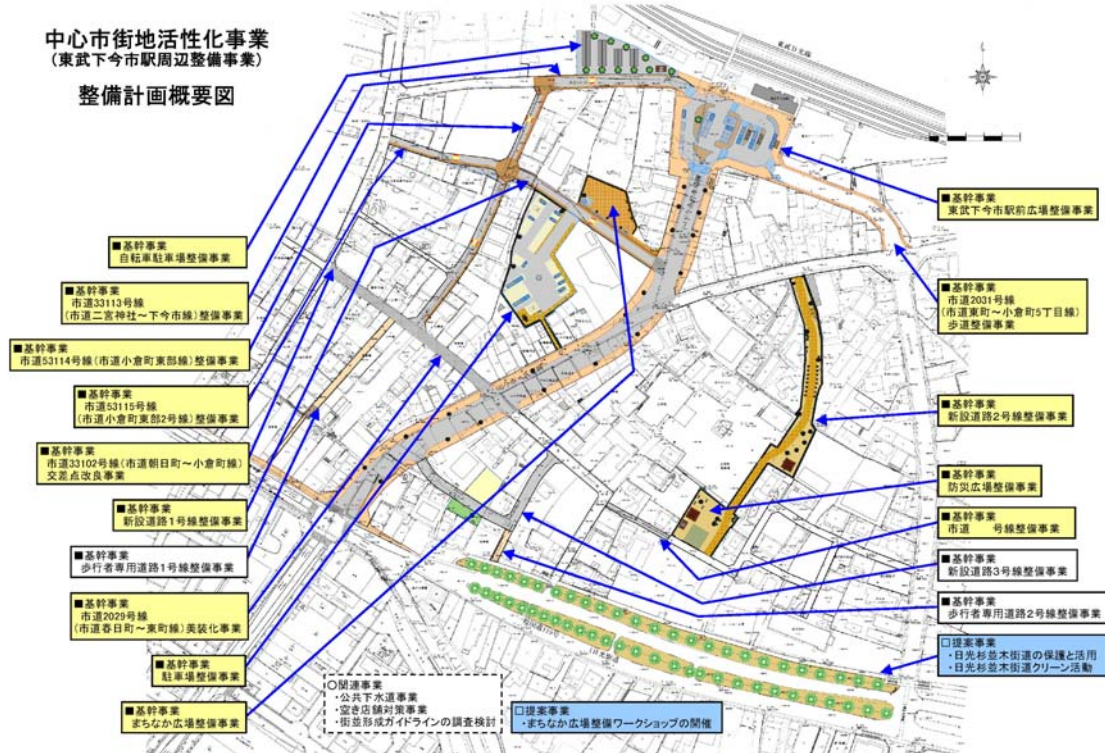
《小倉町周辺整備事業予定箇所》



《小倉町周辺整備事業イメージ図》

②東武下今市駅周辺整備事業

東武下今市駅周辺において、生活道路の整備、駅前広場の整備、駐車場及び自転車駐車場の整備、まちなか広場の整備などを整備します。また、都市計画道路 3・4・15 平町東町線(主要地方道今市氏家線、一般県道下今市停車場線)については、当該地区における骨格軸を形成する重要路線であるため、道路管理者である栃木県とともに早期整備に向けた検討を行います。



③商店街景観形成整備事業

国道119号沿道の中心商店街において、既存のアーケードの撤去後、各店のファサード及び街路灯の整備を行います。

④地域人材育成研究会の発足

中心市街地内で起業を目指す若者育成の一環として、地元商店街、自治会、関係機関、学識経験者等で構成する研究会を発足し、起業への支援、相談など新たな人材の育成を行います。

5. おわりに

新たな基本計画の策定は、平成18年度より取り組みが始まり、様々な関係者の協力のもと5年間という長期にわたり検討を重ね、内閣総理大臣認定を受けることができました。この間、幾度となく計画の見直しや精査を重ねてきましたが、やっとスタートラインに立った段階です。

現在、日光市では、合併後の一体感の醸成を図る中で、新しいものを創り出し、新しい日光を創造するという考え方から「日光創新」を掲げ、名実ともに「世界の日光」を目指しています。この中心市街地活性化についても、「市民が主役のまちづくり」の市政基本理念のもと、市民との協働によるまちづくりを推進し、「元気な日光」「強い日光」を創るため、地元関係者によるまちづくり委員会の発足や、まちづくり会社の経営基盤強化など、市民、民間、行政が一体となった取り組みが既に始まっています。

計画最終年である平成28年は、日光市合併10周年の節目にあたる年でもあり、この中心市街地が新しい日光市のゲートタウンとして賑わい、“日光市の顔”として皆様に親しまれるよう、着実に事業を推進してまいります。